

# 令和元年度野田市要保護児童対策地域協議会

## 第 1 回代表者会議次第

日時 令和元年 5 月 1 6 日 ( 木 )  
午後 2 時 0 0 分から  
場所 野田市保健センター 3 階大会議室

- 1 開会
- 2 市長あいさつ
- 3 会長あいさつ
- 4 委員自己紹介
- 5 議題
  - ( 1 ) 野田市要保護児童対策地域協議会の役割について
  - ( 2 ) 平成 3 0 年度活動報告及び啓発活動実績について
  - ( 3 ) 令和元年度活動計画及び啓発活動について
  - ( 4 ) 平成 3 0 年度の児童虐待について
  - ( 5 ) 野田市児童虐待事件再発防止合同委員会について
  - ( 6 ) 野田市における要保護児童の事例検討について
  - ( 7 ) その他
- 6 閉会

## 1 野田市要保護児童対策地域協議会の役割について

【目的】 児童虐待の防止及び要保護児童の適切な保護を図るため、児童福祉法第25条の2第1項の規定に基づき、野田市要保護児童対策地域協議会要綱により設置したもの。

【役割】 要保護児童、要支援児童、特定妊婦等の適切な支援に必要な情報の交換を行うとともに、児童虐待の防止及び支援に関する協議を行う。

要保護児童（児童虐待を受けた児童）

要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童）

特定妊婦（出産後の養育について出産前からの支援が特に必要な妊婦）

【組織】 国の通知に基づく3層構造。

### 代表者会議

実務者会議が円滑に機能するための環境整備を行います。

内容は、協議会の年間活動方針決定及び実務者会議活動報告の評価などを実施します。

### 実務者会議

市に通告のあった全てのケースについて進行管理台帳を作成し、状況の確認や処遇方針の検討を行う必要があるため、庁内関係機関や柏児童相談所が各ケースの重篤性等を判断し、事例に関わっている関係機関を中心に月1回実施します。

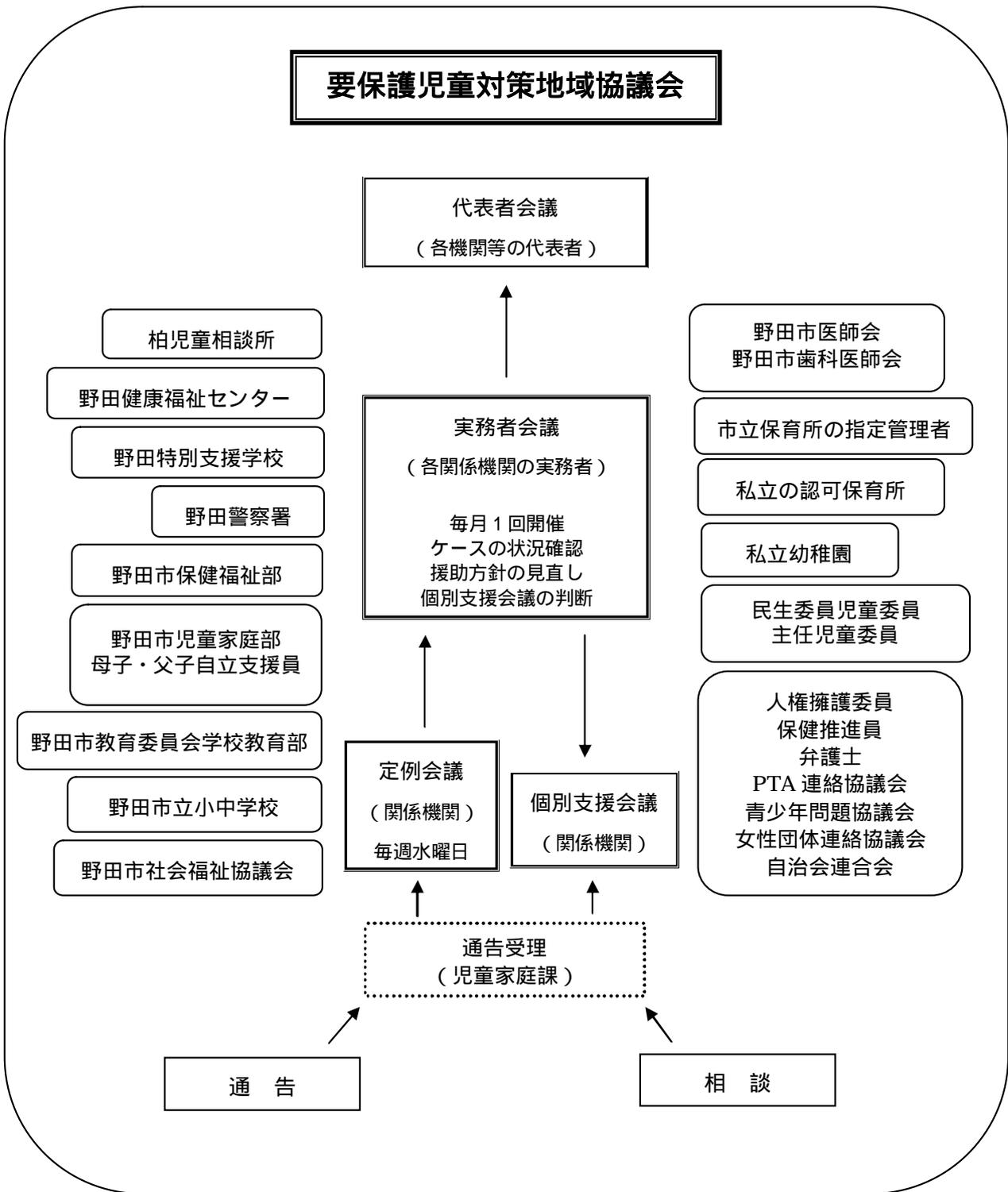
平成30年度から実務者会議の参加者は、庁内関係機関（保健福祉部・児童家庭部・学校教育部）、柏児童相談所、野田警察署、社会福祉協議会、主任児童委員としています。

また、個別支援会議の必要性を判断する場としています。

### 個別支援会議

ケースの重篤性、緊急性に応じて、庁内関係機関や柏児童相談所、野田警察署をはじめ、ケース関係者で開催しています。

# 要保護児童対策地域協議会



## 2 平成 30 年度活動報告及び啓発活動実績について

### 1) 野田市要保護児童対策地域協議会活動報告

日時	会議・事業名	内容等	備考
4 月	協議会名簿作成	代表者会議委員・実務者会議委員の確認	
	17日 実務者会議	進行事例に関する情報交換 関係機関の役割について確認	新規 8 名 継続 131 名
5 月	21日 実務者会議	進行事例に関する情報交換 関係機関の役割について確認	新規 10 名 継続 134 名
6 月	19日 実務者会議	進行事例に関する情報交換 関係機関の役割について確認	新規 10 名 継続 141 名
7 月	17日 実務者会議	進行事例に関する情報交換 関係機関の役割について確認	新規 8 名 継続 146 名
	19日 代表者会議	関係機関の役割、年間事業確認 平成 30 年度状況及び事例報告	
8 月	21日 実務者会議	進行事例に関する情報交換 関係機関の役割について確認	新規 10 名 継続 149 名
9 月	ポスター展作品募集	小中学生に、学校を通じ募集	
	18日 実務者会議	進行事例に関する情報交換 関係機関の役割について確認	新規 11 名 継続 155 名
10 月	「私の願う家族・家庭」 ポスター展応募作品審査	11 月のポスター展に向け、優秀作品を選定	
	里親月間の啓発活動	里親募集のパンフレット配布	
	23日 実務者会議	進行事例に関する情報交換 関係機関の役割について確認	新規 19 名 継続 153 名
11 月	児童虐待防止推進月間 における啓発事業	別添による	
	20日 実務者研修会	「児童虐待に関する法律的な知識と支援方法について」 講師 藤本 麻里子 氏 (千葉県柏児童相談所 嘱託弁護士)	参加者 76 名
	16日 実務者会議	進行事例に関する情報交換 関係機関の役割について確認	新規 9 名 継続 157 名
12 月	18日 実務者会議	進行事例に関する情報交換 関係機関の役割について確認	新規 18 名 継続 171 名
1 月	21日 実務者会議	進行事例に関する情報交換 関係機関の役割について確認	新規 17 名 継続 159 名
2 月	7日 (臨時) 実務者会議	進行事例に関する情報交換 関係機関の役割について確認 会議の問題点について確認	新規 11 名 継続 162 名
	19日 実務者会議	会議の問題点について確認 進行事例に関する情報交換 関係機関の役割について確認 事件に関する検証	新規 7 名 継続 1 名 (他は検討せず)
	21日 代表者会議	各機関からの状況報告 事例報告、次年度の年間活動策定	
3 月	29日 実務者会議	進行事例に関する情報交換 関係機関の役割について確認	新規 19 名 継続 215 名
通年	子ども SOS 電話相談	月曜日～金曜日 9 時～17 時 土・日・祝日及び夜間は留守番電話と F A X で対応	

このほか、個別支援会議については、年間を通してケース毎に開催しました。

## 2) 平成30年度児童虐待防止啓発活動実績

### 1. 児童虐待防止推進月間

平成30年11月1日(木)～11月30日(金)

#### (1) のだ市報への掲載

・児童虐待防止推進月間にあわせ、ポスター展開催のお知らせ等の記事の掲載

(11月1号に掲載)

#### (2) 国や県が作成した児童虐待防止のポスター、チラシの配布

保育所、幼稚園、学校等の関係機関に配布

ポスター150枚、リーフレット1,400枚

#### (3) 市内小中学校児童生徒による「わたしの願う家族・家庭」ポスター展

及び民生委員児童委員による児童虐待防止の啓発標語の掲示の実施

日時 平成30年11月7日(水)～11月12日(月) いちいのホール

平成30年11月14日(水)～11月20日(火) 市役所ふれあいギャラリー

ポスター展応募作品数

参加数 601点(小学校592点、中学校9点)

応募数 51点(小学校45点、中学校6点)

#### (4) 児童虐待相談電話「こどもSOS」カードの作成・配布

こどもSOSカードを25,000枚作成し、関係機関に配布

#### (5) 啓発懸垂幕を、市役所及びいちいのホールに掲示

#### (6) 啓発物資(マグネット・バスマスク)の掲示

・市役所公用車、まめバス...マグネット48枚、バスマスク10枚

・趣旨にご賛同いただいた事業所に依頼

...タクシー事業者3か所 マグネット60枚

### 2. 児童虐待防止推進月間以外の啓発活動

#### (1) 啓発マグネットの掲示

・平成31年2月より、市役所公用車にマグネットを装着(通年)

#### (2) 市役所正面玄関前広告付き表示板への啓発記事の放映(通年)

#### (3) のだ市報への掲載

・児童虐待防止対策の実施状況について、随時掲載

### 3 令和元年度活動計画及び啓発活動について

#### 1) 野田市要保護児童対策地域協議会活動計画

日時	会議・事業名	内容等	備考
4月	協議会名簿作成	平成31年度の代表者会議 委員・実務者会議委員の確認	児童家庭課から各機関 へ名簿の確認を依頼
	実務者会議（4月定例会）	進行事例に関する情報交換 関係機関の役割について確認	
5月	実務者会議（5月定例会）	進行事例に関する情報交換 関係機関の役割について確認	
	第1回代表者会議	関係機関の役割、年間事業確認 平成30年度状況及び事例報告	
6月	実務者会議（6月定例会）	進行事例に関する情報交換 関係機関の役割について確認	
7月	実務者会議（7月定例会）	進行事例に関する情報交換 関係機関の役割について確認	
	第2回代表者会議	関係機関の役割、年間事業確認、 合同委員会状況及び事例報告	
8月	実務者会議（8月定例会）	進行事例に関する情報交換 関係機関の役割について確認 平成29年度状況及び事例報告	
9月	ポスター展作品募集	小中学生に、学校を通じ募集	6月、教委に募集依頼
	実務者会議（9月定例会）	進行事例に関する情報交換 関係機関の役割について確認	
10月	「私の願う家族・家庭」ポスター展応募作品審査	11月のポスター展に向け、優秀 作品を選定	
	里親月間の啓発活動	里親募集のパンフレット配布	市報10月1日号に 啓発記事掲載
	実務者会議（10月定例会）	進行事例に関する情報交換 関係機関の役割について確認	
11月	児童虐待防止推進月間 における啓発事業	「私の願う家族・家庭」ポスター展 期間：11月上旬から中旬	市報11月1日号に 啓発記事掲載
	実務者研修会	各機関の関係者を対象に研修会 を開催する	
	実務者会議（11月定例会）	進行事例に関する情報交換 関係機関の役割について確認	
12月	実務者会議（12月定例会）	進行事例に関する情報交換 関係機関の役割について確認	
1月	実務者会議（1月定例会）	進行事例に関する情報交換 関係機関の役割について確認 年間活動方針案の作成	
2月	第3回代表者会議	各機関からの状況報告 事例報告、次年度の年間活動策定	
	実務者会議（2月定例会）	進行事例に関する情報交換 関係機関の役割について確認	
3月	実務者会議（3月定例会）	進行事例に関する情報交換 関係機関の役割について確認	
通年	子どもSOS電話相談	月曜日～金曜日 9時～17時	土・日・祝日及び夜間は留 守番電話とFAXで対応

このほか、個別支援会議については、必要に応じて随時開催します。

## 2) 令和元年度の啓発活動について

### 1 「児童虐待防止推進月間」について

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加傾向にあり、子どもの生命が奪われる重大な事件も後を絶たないなど、深刻な状況が続いています。児童虐待は早急に解決すべき問題であり、社会全体で子どもを守らなければなりません。厚生労働省では毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、深い関心と理解を得ることができるよう、期間中に児童虐待防止のための広報・啓発活動など種々な取組を集中的に実施しています（平成16年度から実施）

### 2 「里親月間（里親を求める運動）」について

里親制度は、さまざまな事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子どもたちを、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下で養育する制度です。児童福祉法の平成28年改正では、国と地方公共団体は、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとし、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付けております。しかし、日本の社会的養護において、里親等への委託率は、全国平均で18.3%（H28年度末現在）にとどまっております。このたび、厚生労働省は、里親委託率について、未就学児は7年以内（3歳未満は5年以内）に75%、就学後の児童は10年以内に50%にすることを目標に掲げました。また、同省は、毎年10月を「里親月間」と位置づけており、里親等への委託を推進するための集中的な広報啓発を実施しています。

### 3 野田市独自の啓発事業について

野田市では、「野田市子育て支援・児童虐待防止総合対策大綱」にて「啓発活動の積極的推進」を重要課題の一つとして位置付けています。

児童虐待防止啓発ポスター、チラシの配布

（ポスターは公共施設や自治会、駅構内、まめバス車内など。チラシは全戸配布）

野田市広告付番号案内表示機での児童相談所全国共通ダイヤル「189」の放映

防災行政無線文字表示機能付電光掲示板への児童相談所全国共通ダイヤル「189」の表示

（川間駅南口、七光台駅西口、清水公園駅東口、梅郷駅西口）

災害対応型自動販売機メッセージボードへの児童相談所全国共通ダイヤル「189」表示

野田市で使用する封筒への児童相談所全国共通ダイヤル「189」表示

のだ市報への掲載

- ・児童虐待防止対策の実施状況について（随時）
- ・児童虐待防止推進月間にあわせ、ポスター展開催のお知らせ記事の掲載（11月1日号予定）
- ・里親月間にあわせ、里親制度紹介と里親募集の特集記事（10月1日号予定）

市内小中学校児童生徒による「わたしの願う家族・家庭」ポスター展及び民生委員児童委員による児童虐待防止の啓発標語の掲示の実施。

開催期間 令和元年11月13日（水）～11月19日（火）市役所ふれあいギャラリー

上記日程の前後いずれか1週間、いちいのホールでの開催を予定。

児童虐待相談電話「こどもSOS」カードの作成・配布

こどもSOSカードを25,000枚作成し、関係機関に配布

啓発懸垂幕を、市役所及びびいちいのホールに掲示

掲示期間 令和元年11月1日(金)～11月30日(土)



啓発マグネットの掲示

・市役所公用車にマグネットを装着(通年)

・市内タクシー事業者

令和元年11月1日(金)～11月30日(土)

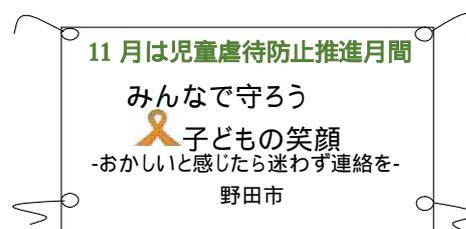
啓発用バスマスクの装着

市内まめバスへのバスマスク装着

令和元年11月1日(金)～11月30日(土)

マグネット

バスマスク



#### 4 野田市要保護児童対策地域協議会実務者研修会の開催

開催日時

令和元年11月15日(金)市役所8階大会議室

テーマ及び講師(未定)

(参考)過去に開催した研修会

・30年度のテーマ

「児童虐待に関する法律的な知識と支援方法について」

・29年度のテーマ

「ネグレクト傾向のある家庭への関わり及びネットワークでの対応について」

・28年度のテーマ

「集団になじめない子の理解と対応～ティーチャーズ・トレーニングに学ぶ～」

・27年度のテーマ

「むずかしい子にやさしい子育て～ペアレント・トレーニングに学ぶ～」

## 4 平成30年度の野田市における児童虐待について

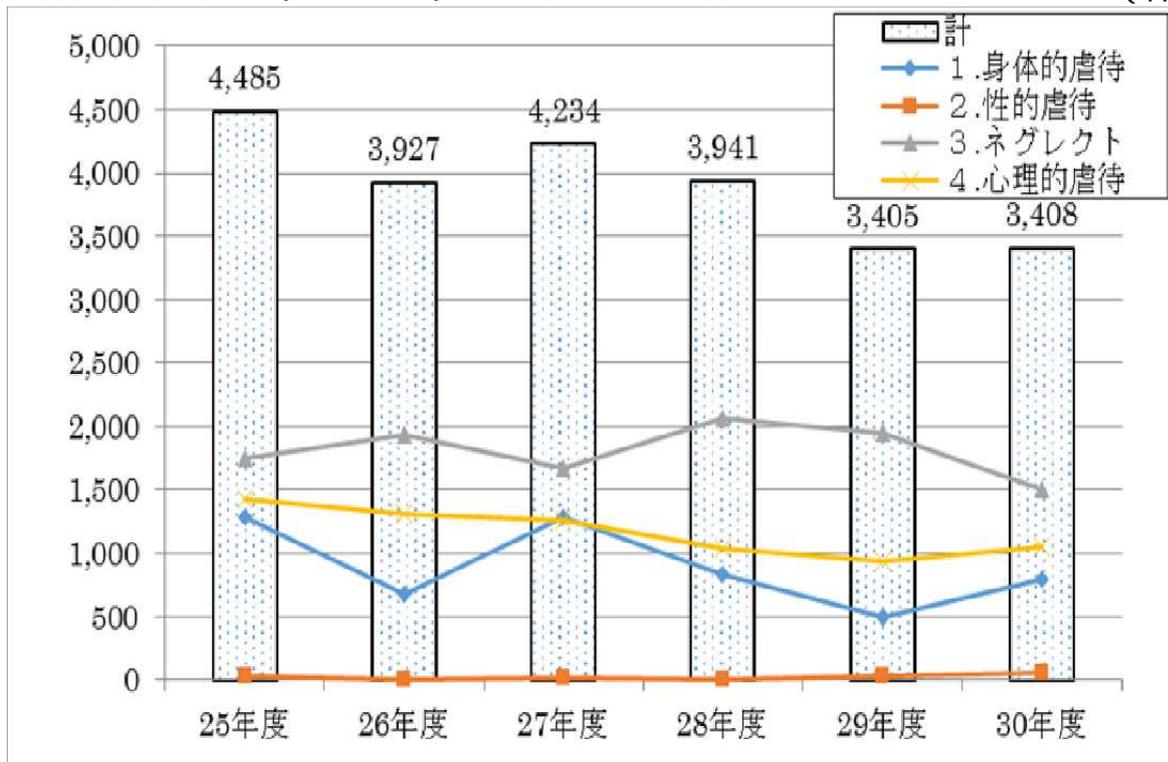
### (1) 家庭児童相談室による相談対応件数

#### 虐待相談対応件数

区 分	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	人数	件数										
1.身体的虐待	88	1,281	68	680	73	1,281	51	837	27	491	59	790
2.性的虐待	3	28	0	0	2	15	0	0	2	28	3	61
3.ネグレクト	80	1,753	78	1,935	69	1,674	70	2,066	54	1,953	80	1,509
4.心理的虐待	76	1,423	110	1,312	106	1,264	86	1,038	59	933	69	1,048
計	247	4,485	256	3,927	250	4,234	207	3,941	142	3,405	211	3,408

人数は前年度から対応している人数（繰越）+ 当該年度新規に対応した人数、件数は延べ対応件数（1日1カウント）  
同居きょうだいも対象  
前年度からの継続人数 86人

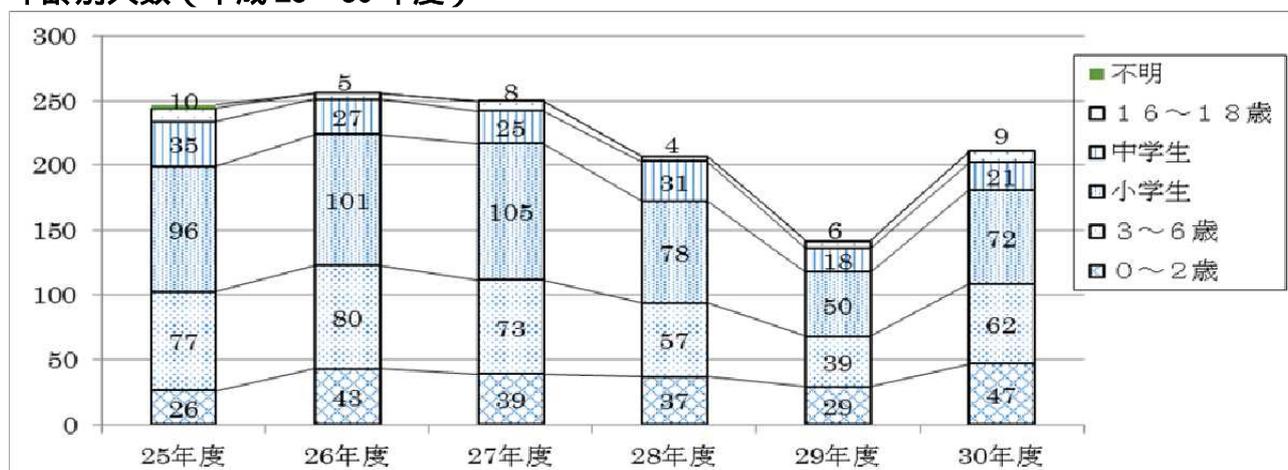
虐待相談対応件数（延べ件数） 平成 25～30 年度 (件)



## (2) 年齢別人数

被虐待児年齢	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
0 才	6	15	12	11	8	16	
1 才	9	14	11	13	12	14	
2 才	11	14	16	13	9	17	
3 才	16	16	16	15	10	14	
4 才	20	21	17	13	10	17	
5 才	19	20	20	14	8	13	
6 才	22	23	20	15	11	18	
小学生	7 才	20	18	22	6	5	14
	8 才	12	12	16	13	6	15
	9 才	15	25	12	13	13	17
	10 才	12	18	21	20	8	13
	11 才	20	16	13	16	7	6
	12 才	17	12	21	10	11	7
中学生	13 才	10	13	12	14	6	9
	14 才	11	7	11	10	6	8
	15 才	14	7	2	7	6	4
16 才	5	4	5	2	4	4	
17 才	5	0	2	2	2	5	
18 才	0	1	1	0	0	0	
不明	3	0	0	0	0	0	
計	247	256	250	207	142	211	

## 年齢別人数 (平成 25 ~ 30 年度)



平成 30 年度の年齢別人数の割合は、0 ~ 6 歳が 52%、小学生が 34%を占め、小学生までで 86%である。

0 ~ 6 歳の虐待種別：ネグレクト 37 件 (34%)、心理的虐待 40 件 (37%)  
 身体的虐待 32 件 (29%)

### (3) 虐待通告受付経路

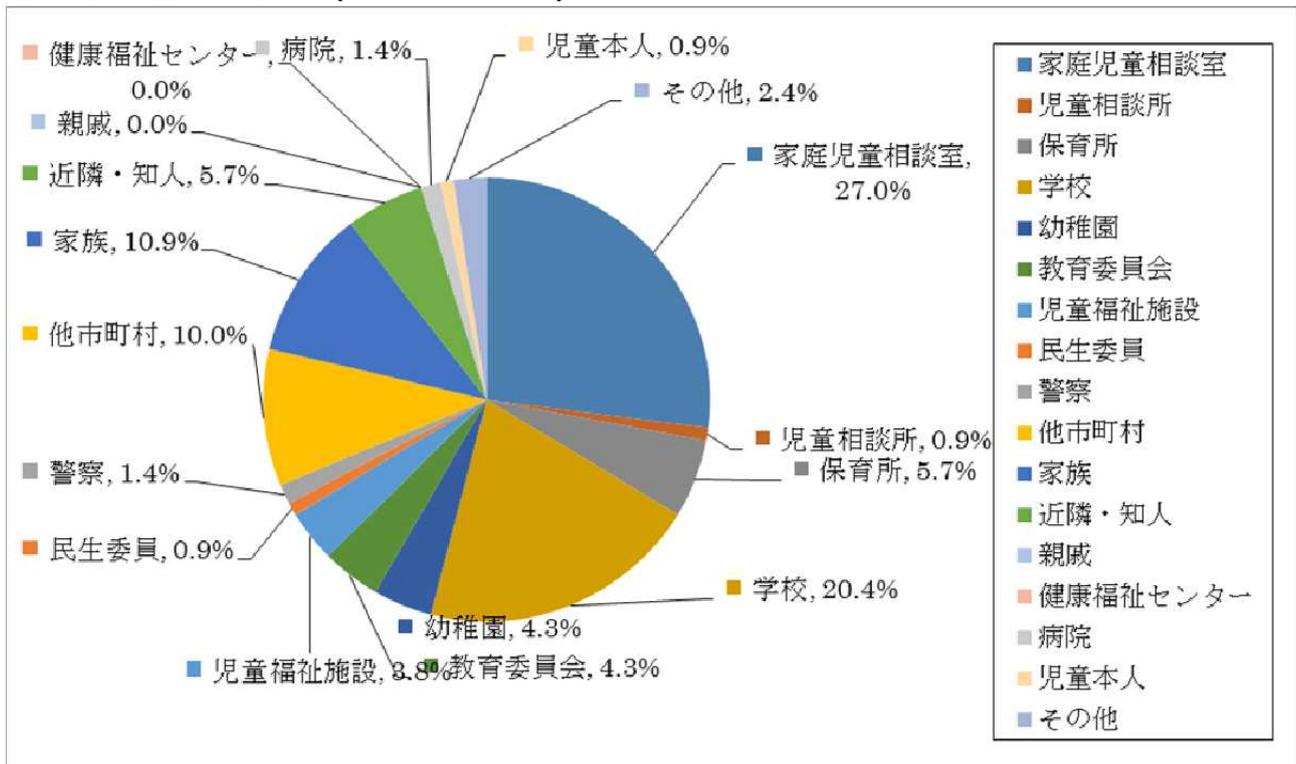
経路	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
家庭児童相談室 1	23	45	44	26	30	57
児童相談所	2	1	1	5	1	2
保育所	20	29	32	24	17	12
学校	54	47	41	49	29	43
幼稚園	6	5	6	3	2	9
教育委員会	4	5	4	0	1	9
児童福祉施設 2	9	17	14	3	1	8
民生委員	6	5	9	7	0	2
警察	1	1	2	3	3	3
他市町村	25	12	7	15	24	21
家族	21	33	28	28	14	23
近隣・知人	44	37	40	35	11	12
親戚	6	13	6	2	2	0
健康福祉センター	1	1	3	2	0	0
病院	1	2	6	1	3	3
児童本人	0	0	0	0	0	2
その他 3	24	3	7	4	4	5
計	247	256	250	207	142	211

1 市役所庁内他課で把握した疑い通告を含む。

2 学童保育所・子ども館など。

3 中核地域生活支援センターのだネットなど。

### 虐待通告経路別割合（平成 30 年度）

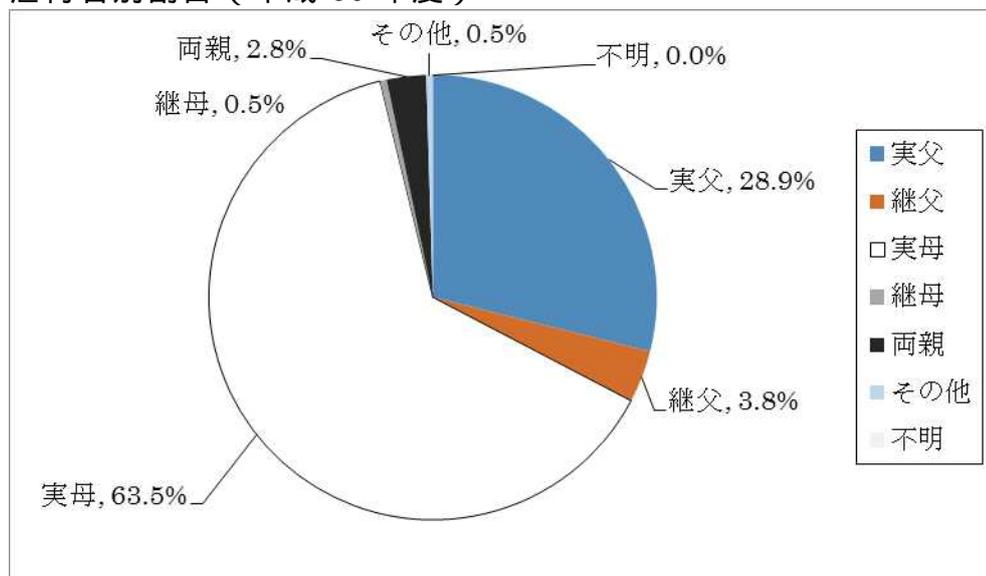


通告経路の割合は、家庭児童相談室 27.0%、学校 20.4%、家族 10.9%の順となっている。

#### (4) 主たる虐待者

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実父	49	67	84	55	42	61
継父	6	9	6	4	6	8
実母	147	139	121	118	75	134
継母	2	5	2	1	1	1
両親	37	31	21	22	18	6
その他	3	5	15	7	0	1
不明	3	0	1	0	0	0
計	247	256	250	207	142	211

#### 虐待者別割合（平成 30 年度）



虐待者別の割合は母親が 63.5% を占め、うち 44.8% がひとり親家庭である。

#### (5) 児童虐待相談電話「子ども SOS」について

年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
受付電話 件数	27 件	26 件	35 件	21 件	6 件	17 件
相談対象 児童実人数	26 人	27 人	29 人	33 人	7 人	13 人
実人数のうち 虐待に関する 人数	(3 人)	(3 人)	(15 人)	(16 人)	(3 人)	(3 人)
実人数のうち 18 歳未満の 相談人数	(0 人)	(1 人)	(3 人)	(3 人)	(0 人)	(0 人)

## (6) 要支援ケースについて

虐待には至っていないがリスクが高く、要保護児童管理台帳に掲載した要支援ケース数と対応件数（虐待以外）

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数
特定妊婦	19	263	24	309	21	218	22	150
ハイリスク ケース 1	71	840	60	885	68	1,173	81	830
計	90	1,103	84	1,194	89	1,391	103	980

- 1 育児不安や多胎児、子の障がい・疾病、夫婦不和、地域からの孤立などの要因を持つ事例で、要因を複数持つことで児童虐待に発展する可能性があるケース。

## 居住実態が把握できない児童について

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
居所不明児	最終的に県へ 報告した人数	0 人	0 人	0 人	0 人
	要対協報告 人数 1	0 人	0 人	0 人	0 人
	関係機関情報 提供数 2	41 人	22 人	30 人	6 人

- 1 平成 26 年度より取扱開始。居住実態が把握できない児童で情報提供をうけたもののうち、虐待リスクが高く、早急な対応が必要と認められ、要保護児童対策地域協議会に報告したもの。
- 2 野田市に住民登録があるにも関わらず、乳幼児健診未受診で保健師が訪問しても家族と接触できなかつたり、手当等の通知が宛所不明で返送されたりするなどの場合に、関係機関から児童家庭課に情報提供があったもの。情報提供後調査を行い、全てについて対応済み。

## (7) 進行管理件数の推移について

各月末日時点

	H31 年 1 月	H31 年 2 月	H31 年 3 月	(参考) H31 年 4 月
要保護児童	122 人	150 人	172 人	198 人
ハイリスク	40 人	50 人	58 人	66 人
特定妊婦	4 人	3 人	4 人	4 人
計	166 人	203 人	234 人	268 人

## 5 野田市児童虐待事件再発防止合同委員会について

### 1. 第1回合同委員会 平成31年2月28日開催

#### (1) 主な決定事項及び進捗状況

実務者会議運営の抜本的見直し

##### ・児童虐待管理システムの導入

正確、迅速な情報管理と情報の共有のため、児童虐待管理システムを導入し、柏児相にも同じシステム端末を専用回線で繋ぎ、情報共有を図ることを検討することとなり、本年度の当初予算に計上し、11月導入に向け公募手続きを進めている。

##### ・個別支援会議とのリンク

実務者会議での議論は、常に、個別支援会議で検討すべき状況かどうかを優先に議論することとなり、3月の実務者会議から議論している。

##### ・個別支援会議開催のルール化

上記リンクに実効性を持たせるため、例えば、転入・転校した場合や生活状況に変化があった場合等は開催するなど個別支援会議開催の必要性をルール化し、実務者会議で決定することとなり、3月の実務者会議から個別支援会議にリンクさせている。

##### ・要保護児童提供カードの抜本的見直し予定。

庁内関係課長・担当者連絡会議の開催

#### <現状と課題>

児童虐待について、要対協調整機関である児童家庭課、母子保健を担当する保健センター、妊娠から18歳まで切れ目ない支援を行う子ども支援室などの庁内担当者間では、日常的に緊密な連絡をとるなど、連携体制はとれているが、次の課題がある。

#### (課題)

- ・担当者間では、緊急ケース会議を随時開催するなど、機動力が確保されているが、日々の業務に追われ、課長等管理職への報告・連絡・相談が十分でない部分がある。
- ・このため、管理職間では、関係課との連携があまりとれていない状況である。
- ・管理職が、連携の必要性を的確に把握できる状況になっていないため、体制の整備等基本的な部分での検討が不足する可能性がある。

#### <対策>

児童家庭課、保健センター、子ども支援室、障がい者支援課、高齢者支援課及び市政推進室等の各課長（主幹、室長）及び担当で構成する庁内関係課長・担当者連絡会議を設置し、定期的（3か月に1回程度）に会議を開催し、情報の共有と虐待防止策の具体的な事務を検討、実施する。第1回を6月に開催する予定。

#### (留意点)

- ・会議の主役は担当者であり、課長は、担当者間の意見交換を踏まえ、具体的な施策の推進を図る。
- ・会議は、『実施すること』を前提に議論する。このため、会議では、基本的に他者の意見を否定することは禁止する。
- ・会議では、必ず『実施事務』を決定し、市長と協議する。

## スクールロイヤーの導入（継続検討）

### 警察官 OB の活用

野田市では、警察OB 6人を防犯推進員として雇用し、青パト（野田市の防犯パトロール車）によるパトロール及びまめ番（北部地区に1カ所設置。立ち番相談業務等）勤務をしている。防犯推進員の職務を拡充し、学校等から依頼があった場合には、警察官OBである防犯推進員が同行訪問することとなったが、現在は未だ実績がない状況。

### 地域との協力による通告を促進する仕組みの構築

市民への情報提供の呼びかけが極めて不十分であったこと、また、民生委員児童委員や市民団体との対話から積極的に情報を入手していく姿勢に欠けていたといえる。このため、次の仕組みを構築することとする。

- ・ 民生委員児童委員との定期的な情報交換の実施

地区民生委員児童委員協議会は、市内8地区で毎月開催されているため、当該会議に、毎月、児童家庭課等関係課職員が出席し、情報交換を行うこととし、4月から開始した。

- ・ 公民館を中心とした地区懇談会の実施

公民館長と地域の自治会役員、民生委員児童委員、保健推進員等が毎月懇談会を開催し、情報交換の場を創設することとし、4月から開始した。

- ・ 防犯組合17支部総会、並びに市内22地区社会福祉協議会総会に市職員が出席し、市民への情報提供の呼びかけを実施することとし、4月から開始した。

### 個人情報保護の徹底

職員の個人情報保護制度への理解度について状況を把握するため、6月にヒアリングを実施予定。

## 2. 第2回合同委員会 平成31年4月9日開催

会議の位置づけについて、当初、合同委員会設置要綱により運営していたが、県の検証委員会の方に資料の提供依頼をする際の法的根拠として、児童福祉法に基づく審議会の設置が条件であることから、当該委員会を児童福祉審議会の専門委員会として位置付けしなおしている。

### (1) 主な決定事項と進捗状況

#### 要対協調整機関と児童相談所との役割分担の明確化について（継続検討）

児童虐待の対応については野田市作成のマニュアル、千葉県のマニュアル、国の手引きがあるが、市のマニュアルについては今現在のところ、平成24年から改訂されておらず、実質的に職員が市のマニュアルを活用せず、千葉県のマニュアルを活用しているという実態があった。

今回の事件において、主要な問題点である柏児童相談所との連携・役割分担の明確化を実現するために、野田市のマニュアルを見直し、役割分担を明確化していく。

同時に、学校や保育所等関係機関との連携についても、それぞれの対応のマニュアルを作っていく。

#### 実務者会議の抜本的見直しについて

- ・ 個別支援会議の必要性を判断するうえでのルール化

新規（転校、転入を含む）、在宅継続（緊急対応、支援の長期化、リスク変化が想定される、生活環境等の変化が生じる等）、児童相談所による一時保護の解除前、一時保護解除後、児童相談所の担当終了時、施設・里親等からの家庭復帰時を最低条件とし、必要がある場合に

は、臨機応変に対応することとした。

- ・ケースの報告基準の策定

新規虐待通告に対し、初期調査（情報収集と子どもの安全確認）により、得た情報からリスクアセスメントシートと緊急度アセスメントシートを作成し、その結果「AA」及び「A」については、実務者会議に報告する。「B」及び「C」については、毎週水曜日の午前中開催の「定例会議」において、実務者会議に報告するかの判断をする。

- ・主担当の明確化と所管部署

主担当については、柏児童相談所か市の児童家庭課かについて明確にした上で、新規及び継続の支援計画に明記する。ケースの説明については主担当がそれぞれ実施する。

- ・支援計画と所管部署

実務者会議に報告するケースについては、各機関が検討のうえ選出し、所管部署として支援計画を作成する。役割分担における関係機関との調整については、児童家庭課にて一元管理し、関係機関における不足や修正等があると思われる場合は、児童家庭課が関係機関と協議する。

- ・実務者会議における市が主担当のケース発表については、児童家庭課事務局が実施する。

スクールロイヤー制度について（継続検討）

しっかりとした理念を構築した制度設計とする。

### 3. 第3回合同委員会 令和元年6月3日開催予定

第3回の主な議題は、次項を予定。

- ・スクールロイヤー制度について
- ・いじめアンケートの対応・実施について
- ・組織の見直しについて

## 資料 7

- 1 野田市児童福祉審議会条例（平成31年3月26日改正）
- 2 野田市児童虐待事件再発防止合同委員会規則（平成31年3月26日制定）
- 3 野田市要保護児童対策地域協議会要綱（平成31年3月28日改正）

# 野田市児童福祉審議会条例

昭和52年4月1日  
野田市条例第11号

## (設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、野田市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

## (所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市長の諮問に応じ、児童の福祉に関する事項について調査審議し、答申すること。
- (2) 市長の諮問に応じ、野田市エンゼルプランの策定及び見直しに関する事項について調査審議し、答申すること。
- (3) 児童の福祉に関する事項について調査審議し、市長に意見を述べること。
- (4) 野田市エンゼルプランの推進に関する事項について調査審議し、市長に意見を述べること。
- (5) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。

## (組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 児童委員
- (2) 児童福祉関係団体の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 公募に応じた市民
- (5) その他市長が必要と認めた者

## (会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

## (専門委員会)

第7条 審議会に、児童虐待に関する事件の再発の防止に関し必要な事項を調査させ

るため、規則で定めるところにより、専門委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、市長の推薦により会長が指名する。
- 3 委員会の委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 4 委員会の行う調査審議の手続は、公開しない。
- 5 委員会は、調査した事項について、審議会に報告する。
- 6 審議会は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る事項について審議し、市長に意見を述べる。

（意見の聴取等）

第8条 審議会及び委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（他の条例の改正）

- 2 野田市特別職の職員の費用弁償及び旅費に関する条例（昭和26年野田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中第34号を第35号とし、第33号の次に次の1号を加える。

（34）野田市児童福祉審議会委員

附 則（平成12年3月31日野田市条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の野田市児童福祉審議会条例第3条第2項の規定により、平成13年5月9日までの間に委嘱された同項第3号及び第4号の委員の任期は、同日までとする。

附 則（平成18年9月29日野田市条例第33号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

（任期の特例）

- 3 この条例の施行に伴い新たに委嘱される野田市児童福祉審議会の委員の任期は、第6条の規定による改正後の野田市児童福祉審議会条例第5条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に在任する委員の任期満了の日までとする。

附 則（平成24年7月13日野田市条例第18号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年8月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)から(5)まで 略

(6) 第8条の規定 平成25年5月10日

附 則(平成25年6月28日野田市条例第33号)

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

附 則(平成31年3月26日野田市条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

## ○野田市児童虐待事件再発防止合同委員会規則

平成31年3月26日

野田市規則第26号

### (設置)

第1条 平成31年1月24日に発生した児童虐待に関する悲惨な事件(以下「児童虐待事件」という。)を防止することができなかつた問題点を徹底的に検証し、児童虐待に関する事件の再発の防止に関し必要な事項を調査審議するため、野田市児童福祉審議会条例(昭和52年野田市条例第11号。以下「条例」という。)第7条第1項の規定に基づく野田市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)の専門委員会として、野田市児童虐待事件再発防止合同委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、児童虐待事件を防止することができなかつた問題点を徹底的に検証し、児童虐待に関する事件の再発の防止に関し必要な事項について、その重要性及び緊急性を踏まえ、慎重かつ迅速に調査審議する。

### (委員会の委員)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから推薦する。

- (1) 児童虐待に関し優れた識見を有する者
- (2) 弁護士
- (3) 副市長
- (4) 市政推進室長
- (5) 保健福祉部長
- (6) 児童家庭部長
- (7) 学校教育部長
- (8) その他市長が必要と認める者

2 委員会の委員の任期は、前条に規定する所掌事務の終了をもって終了するものとする。

### (委員長)

第4条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、市長の推薦により審議会の会長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

### (オブザーバー)

第6条 第2条に規定する所掌事務を効率的かつ円滑に行うため、委員会に、

専門的知識又は経験に基づき助言を行う者(以下「オブザーバー」という。)を置く。

- 2 オブザーバーは、次に掲げる機関等の職員のうちから委員長が指名する。
- (1) 千葉県柏児童相談所
  - (2) 千葉県野田警察署
  - (3) その他市長が必要と認める機関等
- 3 委員長は、前項の規定による指名を行う場合には、あらかじめ当該機関等と協議をした上で、当該協議に基づいて行うものとする。
- 4 オブザーバーは、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

( 庶務 )

第7条 委員会の庶務は、児童家庭部主幹( 兼 )児童虐待再発防止担当において行う。

( 補則 )

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 野田市要保護児童対策地域協議会要綱

平成18年4月24日

野田市告示第73号

## (設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第25条の2第1項の規定に基づき、野田市要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

## (定義)

第2条 この要綱において「支援対象児童等」とは、法第25条の2第2項に規定する支援対象児童等をいう。

## (所掌事務)

第3条 協議会は、法第25条の2第2項に規定する情報の交換及び協議を行う。

## (委員)

第4条 協議会は、別表に掲げる関係機関等をもって構成する。

## (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、市長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (組織)

第6条 協議会は、代表者会議、実務者会議及び個別支援会議をもって組織する。

## (代表者会議)

第7条 代表者会議は、実務者会議が円滑に機能する環境整備を行うため、次に掲げる事項について協議する。

(1) 支援対象児童等とその支援に関するシステム全体に関すること。

(2) 実務者会議から受けた活動報告の評価に関すること。

(3) 協議会の年間活動方針に関すること。

(4) その他協議会の設置目的を達成するために必要な事項

- 2 代表者会議は、会長が招集し、議長となる。
- 3 代表者会議の委員は、関係機関等のうちから市長が指名する者とする。
- 4 地方公共団体の職員以外の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。

(実務者会議)

第8条 実務者会議は、関係機関等の連携強化並びに児童虐待の防止対策及び支援対象児童等の支援対策の充実を図るため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 支援対象児童等に関する情報交換に関すること。
- (2) 支援対象児童等の実態把握に関すること。
- (3) 支援を行っている事例の総合的把握に関すること。
- (4) 支援対象児童等に係る対策を推進するための啓発活動に関すること。
- (5) 協議会の年間活動方針案の作成に関すること。
- (6) その他実務者会議の設置目的を達成するために必要な事項

- 2 実務者会議に座長及び副座長1人を置く。
- 3 座長及び副座長は、市長が指名する。
- 4 実務者会議は、座長が招集し、主宰する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 実務者会議は、関係機関等の実務者により構成する。

(個別支援会議)

第9条 個別支援会議は、個別の支援対象児童等に関する具体的な支援の内容等を検討するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 個別の支援対象児童等の状況の把握及び問題点の確認に関すること。
- (2) 個別の支援対象児童等に係る支援の経過報告及びその評価並びに新たな情報の共有に関すること。
- (3) 個別の支援対象児童等に対する支援方法の確立及び担当者の役割分担の決定並びにこれらについての担当者間の共通の認識の確保に関すること。
- (4) 個別の支援対象児童等を主として担当することとなる機関及び担当

者の決定に関すること。

( 5 ) 個別の支援対象児童等に係る援助及び支援計画の検討に関すること。

( 6 ) その他個別支援会議の設置目的を達成するために必要な事項

2 個別支援会議に座長及び副座長 1 人を置く。

3 座長及び副座長は、市長が指名する。

4 個別支援会議は、座長が招集し、主宰する。

5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 個別支援会議は、関係機関等のうち、当該事例に関係し、又は関係する可能性のある者により構成する。

7 関係機関等は、個別支援会議に諮るべき事例があると認めるときは、座長に対し、個別支援会議の開催を求めるものとする。

8 座長は、前項の規定による求めがあったときは、速やかに個別支援会議を招集しなければならない。

( 要保護児童対策調整機関の指定 )

第 10 条 法第 25 条の 2 第 4 項の要保護児童対策調整機関は、野田市児童家庭部とする。

( 要保護児童対策調整機関の業務 )

第 11 条 法第 25 条の 2 第 5 項に規定する要保護児童対策調整機関の業務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

( 1 ) 協議会の事務の総括に関すること。

ア 協議会の協議事項の案の作成その他開催の準備に関すること。

イ 協議会の議事の運営に関すること。

ウ 協議会に係る資料の保管に関すること。

( 2 ) 支援対象児童等に対する支援の実施状況の把握及び関係機関等との連絡調整に関すること。

ア 関係機関等による支援対象児童等に係る支援の実施状況の把握に関すること。

イ アにより把握した支援対象児童等の支援の実施状況に基づく関係機関等の連絡調整に関すること。

( 庶務 )

第 1 2 条 協議会の庶務は、児童家庭部児童家庭課において行う。

( 雑 則 )

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が代表者会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成 1 8 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 ( 平成 1 9 年 7 月 5 日野田市告示第 1 2 8 号 )

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 ( 平成 2 2 年 3 月 3 0 日野田市告示第 6 0 号 )

この告示は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 ( 平成 2 4 年 6 月 1 日野田市告示第 1 2 8 号 )

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 ( 平成 2 5 年 6 月 1 8 日野田市告示第 1 0 8 号 )

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 ( 平成 2 6 年 9 月 2 9 日野田市告示第 1 8 9 号 )

この告示は、平成 2 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則 ( 平成 3 1 年 3 月 2 8 日野田市告示第 1 1 0 号 )

この告示は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 4 条)

関係機関等	法第 2 5 条の 5 各号のいずれに該当するかの別
千葉県柏児童相談所、千葉県野田健康福祉センター、千葉県立野田特別支援学校、千葉県野田警察署、副市長、野田市保健福祉部、野田市児童家庭部、野田市教育委員会学校教育部、野田市立小学校、野田市立中学校	第 1 号
社会福祉法人野田市社会福祉協議会、一般社団法人野田市医師会、一般社団法人野田市歯科医師会、野田市立保育所を管理する指定管理者、野田市内の私立の認可保育所、野田市内の私立の認可幼稚園	第 2 号
民生委員児童委員、人権擁護委員、野田市母子・	第 3 号

父子自立支援員、野田市保健推進員、弁護士、野田市小中学校PTA連絡協議会、野田市青少年問題協議会、野田市女性団体連絡協議会、野田市自治会連合会及びその他市長が指定する機関等のうちから市長が指定する者	
---	--